

健康管理システム等標準化検討会  
合同ワーキングチーム（第5回）書面開催  
令和5年2月20日 【資料2】

# 11月24日全国照会後の 標準仕様書の変更概要等

令和5年2月20日  
事務局提出資料

1. 全国意見照会(令和4年11月24日(木)～12月16日(金))の意見集約結果 P2-3
2. 1.1版案の主な変更内容 P4-23
  - ・(デジタル庁)データ要件・連携要件との整合対応
  - ・(デジタル庁)過剰な機能の標準オプションへの変更対応
  - ・(デジタル庁)横並び調整方針対応
  - ・全国意見照会の主な意見と対応内容(意見集約一覧の対応)
  - ・第5回検討会における検討事項の対応
  - ・サブユニット対応
3. 主な今後の継続検討事項 P24

# 1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、**83 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高い傾向であった。

自治体分類	本編変更案	健康管理共通	成人保健				母子保健				予防接種		統計・報告	回答団体数	回答団体率
			対象者管理	検診情報管理	精密検査情報管理	訪問・相談・教育	妊産婦管理	乳幼児管理	教育・相談・訪問・フォロー	養育医療管理	対象者管理	接種情報管理			
指定都市 (20)	12	12	5	8	3	4	8	10	5	5	7	8	8	16	80.0%
中核市 (62)	10	9	4	3	2	3	5	4	3	3	5	8	3	15	24.2%
特別区 (23)	9	8	5	5	1	3	5	6	4	4	3	4	4	12	52.2%
市町村 (1,636)	31	31	20	26	13	15	27	16	4	3	5	22	1	40	2.4%
合計 (1,741)	62	60	34	42	19	25	45	36	16	15	20	42	16	<b>83</b>	4.8%

# 1. 全国意見照会 意見集約(意見数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、**1,891件**が寄せられた。
- 指定都市及び中核市からの意見が全体の65%を占めている。

自治体分類	本編変更案	健康管理共通	成人保健				母子保健				予防接種		統計・報告	意見数	意見率
			対象者管理	検診情報管理	精密検査情報管理	訪問・相談・教育	妊産婦管理	乳幼児管理	教育・相談・訪問・フォロー	養育医療管理	対象者管理	接種情報管理			
指定都市 (20)	24	264	49	26	11	12	49	72	17	48	42	71	19	704	37.2%
中核市 (62)	33	35	13	11	3	3	15	19	8	7	18	16	3	184	9.7%
特別区 (23)	31	116	25	11	1	6	35	48	17	19	16	20	9	354	18.7%
市町村 (1,636)	112	190	37	59	30	19	83	40	8	11	18	41	1	649	34.3%
合計 (1,741)	200	605	124	107	45	40	182	179	50	85	94	148	32	1891	100%

## 2. 1.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応)

○ 基本データリストと整合を取るため以下対応を行った。

No	対応概要	1.1版案の変更内容
1	基本データリスト(令和4年度上期意見照会版)の意見反映	デジタル庁より、「基本データリスト(令和4年度上期意見照会版)」に対する意見のうち厚生労働省へ確認依頼のあったものの対応を行った。  ○変更箇所 ・別紙2-2 全般
2	健康管理における全国意見照会の意見対応	健康管理における全国意見照会で挙げた管理項目に関する意見への対応を行った。  ○変更箇所 ・別紙2-2 全般
3	エビデンスの精査	管理項目として定義する標準項目のエビデンスに、以下を追加し管理項目の精査を行った。 <b>【成人保健】</b> ・歯周病検診マニュアル2015の検診票  <b>【母子保健】</b> ・エジンバラ産後うつ病問診票 ・育児支援チェックリスト ・赤ちゃんへの気持ち質問票  <b>【母子保健(養育医療のみ)】</b> ・支払基金から提供される医療給付データで定義される項目  ○変更箇所 ・本編(4)管理項目の考え方について ・別紙2-2 全般

## 2. 1.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応)

○ 基本データリストと整合を取るため以下対応を行った。

No	対応概要	1.1版案の変更内容
4	全国意見照会において、質問が多くあがった内容の補足	<p>データ要件・連携要件との整合対応に併せて、全国意見照会で質問が多く挙がった内容について、本編へ補足事項の追記を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・意見例:別紙2-2では管理項目の選択肢が分からない ⇒各管理項目の詳細仕様(データ型・桁数・コード等)については、データ要件・連携要件標準仕様書における基本データリストにて定義されている旨を本編に追記。</li><li>・意見例:市区町村拡張事業は何事業追加できるのか ⇒市町村拡張事業は、同一レイアウトで複数作成することを可能とする(最大30グループ)旨を本編に追記。</li><li>・意見例:独自施策項目は何個追加できるのか ⇒基本データリストの独自施策項目の繰り返し項目に定められている個数分、追加が可能である旨を本編に追記。</li><li>・意見例:選択肢コードの追加や変更は可能か 基本データリストで定義されているコード値の追加・変更は不可としており、コード値の追加・変更が必要な場合は独自施策項目を使用して、別の管理項目として追加する旨を本編に追記。</li></ul> <p>○変更箇所 ・本編(3)管理項目の定義について</p>
5	横並び調整方針対応による受け皿削除	<p>横並び調整方針の対応として、他システム連携により取得する情報で、健康管理システム側で修正を行わないグループは、機能別連携仕様に連携項目を参照する形となるため、別紙2-2から削除した。</p> <p>○変更箇所 ・別紙2-2 住民基本台帳_住民情報、住民基本台帳_支援措置対象者情報、個人住民税_課税情報、国民健康保険_国保被保険者資格情報、後期高齢者医療_保険情報、生活保護_生活保護情報、介護保険_被保険者情報、障害者福祉_身体障害者手帳情報</p>

## 2. 1.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応①)

- デジタル庁より、機能要件の実装類型の見直し案が16件送付され、検討した結果、以下の12件については健康管理システム標準仕様書1.1版(案)に反映している。

No	意見概要	1.1版案の変更内容
1	<p>機能ID:0000058 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一覧で確認できれば要件は満たせるため、「視覚的にわかりやすい形(家系図等)」は標準オプションが適切と考える。</li> <li>●※1のうち、「視覚的にわかりやすい形式(家系図等)」は、一覧で業務要件は充足していると考えており、すべての団体が必要とする要件でないため、過剰機能と考える。</li> </ul> <p>記載自体を削除いただくか、該当部分を別の※にきり出して標準オプション機能の整理で問題ないとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「※1 世帯情報は一覧および視覚的にわかりやすい形式(家系図等)で表示できること」とあるが、「視覚的にわかりやすい形式(家系図等)」は過剰機能ではないか。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:×</p> <p>ご意見をいただいたとおり、「視覚的にわかりやすい形式」での表示は画面要件に該当することから、※1の部分を以下のとおり修正しております。</p> <p>本要件は類型の変更は行っていないもののご意見をもとに要件自体の見直しを行うこととしております。</p> <p>○変更箇所</p> <p>※1 世帯情報は一覧で表示できること</p>
2	<p>機能ID:0000126 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「自由に」は実現性が低く一定条件による制限は必ず発生することが見込まれるため。</li> <li>・市職員の負荷が高すぎるため。</li> </ul> <p>を考慮した場合、実装が必要な機能と考えると、帳票内の一部の固定文言を変更可能とする程度にとどめるべきでないか。</p> <p>※自由度が高すぎると、逆に使いにくいシステムになってしまう。使いこなすための熟練度に過度に時間が掛かってしまうなどの弊害の方が大きいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本機能は、ユーザーにて帳票を自由に作成するための機能となりますが、ユーザーにて帳票を自由に作成する為にはベンダが指定する帳票作成ツールを購入いただく必要があり、経費の増大が見込まれます。</li> </ul> <p>また、職員数の少ない小規模の自治体様においては、この作業自体を受け入れて貰うのは考えにくく、外部(開発元)に委託することも考えられますので、ベンダが指定する帳票作成ツールを購入しなくても良い仕様に変更いただくか、本機能自体を実装してもしなくても良い機能に変更いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●要件の考え方、理由に「地域住民の健康維持及び向上を目的として地方自治体が創意工夫をしている帳票デザインが、標準化に伴い使用できない事態を防ぐために、汎用的な帳票出力を可能とする要件である。」との記載があるが、右記の原則と機能要件が乖離していることから、標準オプション機能で良いのではないか。</li> </ul> <p>※1~8の機能を必須とすることは、過剰な機能制約していることとならないか。</p> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:×</p> <p>地方自治体の創意工夫により業務を行っている健康管理業務の特性を鑑みると実装必須であるべき機能と判断しております。一方でご意見をいただいたとおり「自由」という表現が過大解釈につながってしまうと判断して「自由」という表現を削除したうえで、本編に設定イメージを載せているため、それに沿う要件に見直しさせていただきます。</p> <p>本要件は類型の変更は行っていないもののご意見をもとに要件自体の見直しを行うこととしております。</p> <p>○変更箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 帳票の追加削除がユーザ操作でできること</li> <li>※2 帳票レイアウトはユーザ操作で設定できること</li> <li>※3 印字する管理項目はユーザ操作で設定できること</li> <li>※4 印字位置はユーザ操作で設定できること</li> <li>※5 設定した帳票レイアウトは保存できること</li> </ul>

## 2. 1.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応②)

No	意見概要	1.1版案の変更内容
3	<p>機能ID:0000128 見直しの観点:2_その他の機能要件により充足する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●データリストに存在する項目は、EUCで抽出できることが既に要件として定められており、二重の要件となっている。</li> <li>●(EUCができること)が補記されていることから、元々要件自体に機能実装と代替運用の併記があるものであり、実装必須機能でなくともよいと解釈できる。</li> </ul> <p>一つの要件に多重に実装を既定していることから、標準仕様としては実装を選択できる「標準オプション機能」での区分が望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問対象者は画一的に決まるものではなく、健診／検診の結果等を個別に確認し対象とするものであるため、訪問対象者を抽出する機能は便利機能です。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、訪問対象者は画一的に決まるものではなく、健(検)診の結果等を個別に確認し対象とするものであるため、訪問対象者を抽出する機能は便利機能と判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
4	<p>機能ID:0000130 見直しの観点:2_その他の機能要件により充足する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(EUCができること)が補記されていることから、元々要件自体に機能実装と代替運用の併記があるものであり、実装必須機能でなくともよいと解釈できる。</li> </ul> <p>一つの要件に多重に実装を既定していることから、標準仕様としては実装を選択できる「標準オプション機能」での区分が望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問事業を別途委託している市町村の場合、これらの訪問対象者との日程調整などは委託先の各担当者が個別に実施しており、システム化は馴染まない(運用の負荷の方が大きい)ため</li> <li>●データリストに存在する項目は、EUCで抽出できることが既に要件として定められており、二重の要件となっている。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、訪問事業を別途委託している市町村の場合、これらの訪問対象者との日程調整などは委託先の各担当者が個別に実施しており、システム化は馴染まない(運用の負荷の方が大きい)ケースも想定されることから、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
5	<p>機能ID:0000131 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●システム外で管理しており、機能を利用しない自治体も多いと考えられるため。</li> <li>●「※1 結果情報を一括して登録できること。」とあるが、訪問情報はシステムで管理していない自治体が多く、一括入力でなくても対応可能なため。</li> <li>●訪問情報を一括して登録する運用は考えにくく、便利機能である。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:× 訪問情報の管理機能に関しては、全国意見照会での地方自治体様からの意見を鑑みて標準オプション機能から実装必須としております。ただし、「※1 結果情報を一括して登録できること。」に関しては、ご意見のとおり一括で登録する運用は考えにくいことから標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 ※1を切り出して実装類型を標準オプションに修正</p>



## 2. 1.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応③)

No	意見概要	1.1版案の変更内容
6	<p>機能ID:0000134 見直しの観点:2_その他の機能要件により充足する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(EUCができること)が補記されていることから、元々要件自体に機能実装と代替運用の併記があるものであり、実装必須機能でなくともよいと解釈できる。</li> </ul> <p>一つの要件に多重に実装を既定していることから、標準仕様としては実装を選択できる「標準オプション機能」での区分が望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●データリストに存在する項目は、EUCで抽出できることが既に要件として定められており、二重の要件となっている。</li> <li>●相談対象者は画一的に決まるものではなく、本人の申込で行われることが一般的なため、相談対象者を抽出する機能は便利機能です。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、相談対象者は画一的に決まるものではなく、本人の申込で行われることが一般的なため、相談対象者を抽出する機能は便利機能と判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
7	<p>機能ID:0000258 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払いは、各種情報管理の機能要件(機能ID 0000257)のみ実装必須機能である1.0版のままで問題ないとする。</li> </ul> <p>自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることから、「健康管理システム標準仕様書」に記載の「表1-3類型の考え方」にあてはめると、情報管理以外は標準オプション機能が妥当と解釈できるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●助成の支払いは財務会計システムでの管理であることから必須とはならないため。</li> <li>●「妊婦健診費用助成の上限金額が管理できること」とあるが、システムで管理していない自治体が多いため。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることに加え、上限金額の管理に関しては必ずしも必要ではない便利機能であると判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
8	<p>機能ID:0000259 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払いは、各種情報管理の機能要件(機能ID 0000257)のみ実装必須機能である1.0版のままで問題ないとする。</li> </ul> <p>自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることから、「健康管理システム標準仕様書」に記載の「表1-3類型の考え方」にあてはめると、情報管理以外は標準オプション機能が妥当と解釈できるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●回数だけのチェックで運用上問題ないため。</li> <li>●「妊婦健診費用助成情報を登録時、助成金額・助成回数の上限チェック(エラー・アラート)ができること。」とあるが、システムで管理していない自治体が多いため。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることに加え、上限金額の管理に関しては必ずしも必要ではない便利機能であると判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>

## 2. 1.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応③)

No	意見概要	1.1版案の変更内容
9	<p>機能ID:0000273 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●算出機能が未実装でも運用可能であるため。</li> <li>●「エンジンバラ産後うつ質問票の結果からエンジンバラ産後うつ質問票の点数が算出できること。」とあるが、入力の手間を軽減するなどの理由で点数の管理のみ行っている自治体があるため、計算は必須でなくて良いと考える。</li> <li>●エンジンバラ産後うつ質問票の合計点数のみを管理している自治体も多いため、過剰機能だと考えられる。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、点数の管理のみ行っている自治体があることから標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
10	<p>機能ID:0000501 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払いは、各種情報管理の機能要件(機能ID 0000500)のみ実装必須機能で問題ないとする。</li> <li>自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることから、「健康管理システム標準仕様書」に記載の「表1-3類型の考え方」にあてはめると、情報管理以外は標準オプション機能が妥当と解釈できるため。</li> <li>●助成の支払いは財務会計システムでの管理であることから必須とはならないため。</li> <li>●本要件は、システムで管理していない自治体が多いため。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることに加え、上限金額の管理に関しては必ずしも必要ではない便利機能であると判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>
11	<p>機能ID:0000502 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払いは、各種情報管理の機能要件(機能ID 0000500)のみ実装必須機能で問題ないとする。</li> <li>自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることから、「健康管理システム標準仕様書」に記載の「表1-3類型の考え方」にあてはめると、情報管理以外は標準オプション機能が妥当と解釈できるため。</li> <li>●回数だけのチェックで問題ないため。</li> <li>●本要件は、システムで管理していない自治体が多いため。</li> </ul> <p>事業者数:3</p>	<p>見直し可否:○ ご意見をいただいたとおり、自治体ごとで助成要件・運用が異なる要件であることに加え、上限金額の管理に関しては必ずしも必要ではない便利機能であると判断して、標準オプション機能に変更しております。</p> <p>○変更箇所 実装類型を標準オプションに修正</p>

## 2. 1.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応④)

No	意見概要	1.1版案の変更内容
12	<p>機能ID:0000535 見直しの観点:4_その他の観点(上記1~3以外) ●機能要件間の不整合と思われる。 身体障害者手帳の連携(機能ID 0000446)自体が標準オプション機能の要件であることから、資格情報のうち「身体障害者手帳」は、標準オプション機能の要件に分離すべきある。 機能ID「0000532」「0000533」は、身体障害者手帳を扱う要件であるが、標準オプション機能となっているため、標準仕様書内で取扱いに不整合が発生している認識。 ●自己負担免除対象者ではオプションであり、統一されていないのではないか。 ●身体障害者手帳の情報の連携が標準オプション機能であるため。また全ての予診票発行時にこれらの情報の確認が必要ではないと思われるため。 事業者数:3</p>	<p>見直し可否:× ご意見をいただいたとおり、整合性が取れていない要件となっておりました。 自己負担金の確認時に身体障害者手帳の閲覧は不要であることから「身体障害者手帳」を削除しております。</p> <p>○変更箇所 予診票発行時に、自己負担金に影響する資格情報の確認ができること。</p> <p>・住民税 ・生活保護</p>

## 2. 1.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応①)

- デジタル庁より、「標準仕様書間の横並び調整方針」(令和5年2月改訂版(案))が示され、該当する部分について健康管理システム標準仕様書に反映している。

No	横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容	1.1版案の変更内容
----	-------------------------	------------

### 3. マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4(基幹業務システムの改修を要する方式)についても、過渡的な対応として認められることから、標準オプション機能として、次のとおり規定し、当該標準オプション機能を実装する場合は実装必須機能の実装を猶予することとする。また、その旨を機能要件の「要件の考え方・理由」等において記載することとする。

方式3 入力画面に取込機能実装

方式4 一括取込機能の実装

#### 【実装必須機能】

オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。

なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。

申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

#### 【対象事務】

- ・○○ ※重点計画記載手続
- ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。

機能ID:XXXXXXX(以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。

横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。

#### ○変更箇所

機能ID:0000022 を削除し、機能ID0000021に統合

大項目	中項目	小項目	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分	母子保健	母子保健
健康	母子保健	申請管理システム連携	0000021	1-1-22-	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・○○重点計画 ・△△重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能 「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。 機能ID:XXXXXXX(以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。	◎	◎	×
健康	母子保健	申請管理システム連携	0000022	1-1-22-	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・○○重点計画 ・△△重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能 「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。 機能ID:XXXXXXX(以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。	◎	◎	×

実装区分	母子保健	母子保健	要件の考え方・理由
健康管理システム (養育医療以外)	◎	◎	機能ID:0000009を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。
母子保健 (養育医療のみ)	◎	×	

## 2. 1.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応②)

No	横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容	1.1版案の変更内容
2	<p><b>3. マイナポータルびったりサービスに関すること</b></p> <p><b>【標準オプション機能】</b>            オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。            申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p><b>【対象事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇 ※重点計画記載手続</li> <li>・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</li> </ul> <p>「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。            「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。</p>	<p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所            機能ID:9999999(新規)に追加</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
							健康管理システム	母子保健(養育医療以外)	母子保健(養育医療のみ)	
1.健康 管理共 通	1.1.他 システ ム連携				-	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 <b>【対象事務】</b> ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務	○	○	×	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。

## 2. 1.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応③)

No	横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容	1.1版案の変更内容																									
3	<p><b>5. 宛名番号に関すること</b></p> <p>○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)を付番するためのシステムを指す場合が混在している。</p> <p>○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理をする。</p> <p>宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。以下同じ。)が付番することと整理する。</p> <p>○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。</p> <p>○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。</p> <p>宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号等管理機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。</p> <p>なお、住登外者宛名番号の付番については、6. のとおり規定する。</p>	<p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0000060</p>																									
4	<p><b>6. 住登外者宛名番号に関すること</b></p> <p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号等管理機能を「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理に必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能</p> <p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">中項目</th> <th rowspan="2">小項目</th> <th rowspan="2">機能名称</th> <th rowspan="2">機能ID(新)</th> <th rowspan="2">機能ID(旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> </tr> <tr> <th>健康管理システム</th> <th>母子保健(養育医療以外)</th> <th>母子保健(養育医療のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.健康 管理共 通</td> <td>1.3. データ 管理機 能</td> <td></td> <td></td> <td>0000060</td> <td>1.3.22.</td> <td>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	健康管理システム	母子保健(養育医療以外)	母子保健(養育医療のみ)	1.健康 管理共 通	1.3. データ 管理機 能			0000060	1.3.22.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。	◎	◎	◎		
大項目	中項目								小項目	機能名称	機能ID(新)		機能ID(旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由									
		健康管理システム	母子保健(養育医療以外)	母子保健(養育医療のみ)																							
1.健康 管理共 通	1.3. データ 管理機 能			0000060	1.3.22.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。	◎	◎	◎																		

## 2. 1.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応④)

No	横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容	1.1版案の変更内容																														
5	<p><b>9. EUCに関すること</b></p> <p>○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p> <p>x.x.x EUC機能 EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(〇〇システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。</p>	<p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0000097</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>機能名称</th> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.健康 管理共 通</td> <td>1.5.一 覧管理 機能</td> <td></td> <td></td> <td>0000097</td> <td>1.5.1.</td> <td>EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(健康管理システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	1.健康 管理共 通	1.5.一 覧管理 機能			0000097	1.5.1.	EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(健康管理システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。																
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件																										
1.健康 管理共 通	1.5.一 覧管理 機能			0000097	1.5.1.	EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(健康管理システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。																										
6	<p><b>22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること</b></p> <p>○ 業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について実装必須機能として以下のとおり規定する。</p> <p><b>【実装必須機能】</b> 法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。</p>	<p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:9999999(新規追加) 機能ID:0000079(削除) ※横並び調整方針で追加した要件と重複するため、機能ID0000079を削除しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>機能名称</th> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>健康管理システム</th> <th>実装区分 母子保健 (保育医療以外)</th> <th>母子保健 (保育医療のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.健康 管理共 通</td> <td>1.3.一 覧管理 機能</td> <td></td> <td></td> <td>0000079</td> <td>1.3.21.</td> <td>データ(移行したデータを含む)は、地方自治体が定める期間、保存・利用できること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.健康 管理共 通</td> <td>1.3. データ 管理機 能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	健康管理システム	実装区分 母子保健 (保育医療以外)	母子保健 (保育医療のみ)	1.健康 管理共 通	1.3.一 覧管理 機能			0000079	1.3.21.	データ(移行したデータを含む)は、地方自治体が定める期間、保存・利用できること。	○	○	○	1.健康 管理共 通	1.3. データ 管理機 能				-	法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎	◎
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	健康管理システム	実装区分 母子保健 (保育医療以外)	母子保健 (保育医療のみ)																							
1.健康 管理共 通	1.3.一 覧管理 機能			0000079	1.3.21.	データ(移行したデータを含む)は、地方自治体が定める期間、保存・利用できること。	○	○	○																							
1.健康 管理共 通	1.3. データ 管理機 能				-	法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎	◎																							

## 2. 1.1版案の主な変更内容(全国意見照会対応①(本編))

No	意見概要	1.1版案の変更内容
	<p>○管理項目におけるコードの追加・変更は市町村拡張運用として認められるのでしょうか。</p> <p>1 ○独自施策半角項目、独自施策全角項目は、独自の問診項目について、数字回答(半角)、文字回答(全角)で管理ができる、追加の個数に制限はないという解釈であっているか。</p>	<p>データ要件・連携要件との整合対応に併せて、全国意見照会で質問が多く挙がった内容について、本編へ補足事項の追記を行った。(P4No2と同様)</p> <p>○変更箇所 ・本編 (3)管理項目の定義について</p> <p>(3) 管理項目の定義について</p> <p>該当する機能で管理すべき項目として「管理項目」をまとめている。「管理」とはデータの設定・保持・修正ができることをいい、参照又は表示のみを目的とした項目は管理項目として定めないこととしている。そのため、参照・表示のみを目的とした項目については、参照要件又は表示要件として記載している。</p> <p>図3-1 管理項目の該当例と非該当例</p>  <p>なお、国民健康保険情報等、他システム連携で取得した情報について健康管理システム側で保持・修正を行う場合は管理項目となる。</p> <p>具体的な管理項目については、「(別紙2-2)管理項目」にまとめているが、各管理項目の詳細仕様(データ型・桁数・コード等)については、データ要件・連携要件標準仕様書における基本データリストにて定義されている。</p> <p>また「(14)パラメータの考え方について」で後述するように、パラメータにて市町村拡張事業を追加することを可能としている。上記に対応するため以下グループを設けている。これらについては、同一レイアウトで複数作成することを可能とする。(最大30グループとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人保健 独自施策情報(一次)</li> <li>・成人保健 独自施策情報(精検)</li> <li>・母子保健 独自施策情報(母)</li> <li>・母子保健 独自施策情報(子)</li> </ul> <p>同じく「(14)パラメータの考え方について」で後述するように、パラメータにて市町村拡張運用に対応するため、市区町村拡張項目を追加することを可能としている。上記に対応するため追加が必要なグループにおいて、以下の独自施策項目(繰り返し項目)を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自施策半角項目(繰り返し:100)</li> <li>・独自施策日付項目(繰り返し:50)</li> <li>・独自施策全角項目(繰り返し:50)</li> </ul> <p>なお「(別紙2-2)管理項目」の中にはコード管理する項目が存在するが、基本データリストで定義されているコード値の追加変更は不可としている。コード値の追加変更が必要な場合は独自施策項目を使用して、別の管理項目として追加することとする。</p>



## 2. 1.1版案の主な変更内容(全国意見照会対応②(共通))

No.	意見概要	1.1版案の変更内容				
1	個別に把握した支援措置対象者管理の削除	<p>他システムに連携されないことによる配慮漏れ等のリスクを考慮して、個別に把握した支援措置対象者管理に関する機能を削除した。 (機能ID:0000064、0000085、0000097、0000105、0000120)</p> <div data-bbox="865 351 1549 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">機能要件</p> <p><del>個別に把握した支援措置対象者を管理でき、気づける仕組みとすること。</del></p> <p><del>※1 住民記録情報の連携により取得する支援措置対象情報とは別に管理できること</del></p> <p><del>※21 所属(課や係等の単位)や職員(複数指定可)により利用権限設定できること</del></p> </div>				
2	世帯課税判定要件の追加	<p>各業務では個人住民税から判断する世帯課税情報を用いて、検(健)診や接種の自己負担金額等を判定しているにも関わらず、世帯課税判定要件を設けていなかったため、要件に追加した。(機能ID:99999999)</p> <div data-bbox="865 772 1785 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">機能要件</p> <p>個人住民税情報から非課税世帯を判定できること。</p> </div>				
3	関連システムへの連携機能追加	<p>関連(独自施策)システムとの連携要件機能が不足していたため、要件に追加した。具体的な連携仕様はデータ要件・連携要件標準仕様書の規定に準ずることとしている。(機能ID:99999999)</p> <table border="1" data-bbox="838 1115 1831 1300"> <thead> <tr> <th data-bbox="838 1115 1476 1186">機能要件</th> <th data-bbox="1476 1115 1831 1186">要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="838 1186 1476 1300">基本データリストに定めている範囲で、独自施策システムに情報を提供できること。</td> <td data-bbox="1476 1186 1831 1300">独自施策システムとの連携における具体的な仕様は、データ要件・連携要件標準仕様書の独自施策システム等連携仕様の規定に準ずる</td> </tr> </tbody> </table>	機能要件	要件の考え方・理由	基本データリストに定めている範囲で、独自施策システムに情報を提供できること。	独自施策システムとの連携における具体的な仕様は、データ要件・連携要件標準仕様書の独自施策システム等連携仕様の規定に準ずる
機能要件	要件の考え方・理由					
基本データリストに定めている範囲で、独自施策システムに情報を提供できること。	独自施策システムとの連携における具体的な仕様は、データ要件・連携要件標準仕様書の独自施策システム等連携仕様の規定に準ずる					

## 2. 1.1版案の主な変更内容(全国意見照会対応③)(成人保健)

No	意見概要	1.1版案の変更内容																									
1	<p>○レイアウト等の詳細を明示できないのは承知しているが、「受診票、受診券、案内通知、クーポン券」など、類似帳票と思われるものが存在するため、どのようなものが該当するのか定義を示してほしい。</p>	<p>用途の想定が難しいと思われる帳票については「要件の考え方・理由」に用途を記載した。            ※成人保健に限らず、母子保健、予防接種においても対応</p> <p>○変更箇所            別紙2-1 全般</p> <table border="1" data-bbox="846 564 1875 1139"> <thead> <tr> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000187</td> <td>2.5.3.</td> <td>各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。            ※1 年齢等によって負担額が異なる場合、条件に応じた帳票または内容を出力できること            ※2 日時や場所が決まっている場合（集団検診等）、以下の内容が案内（通知）に出力できること            ・実施予定日            ・受付時間            ・実施場所            ※3 パラメータ設定により、健康管理システム外で管理されている標準化対象外検診も一体とした受診票が出力できること。（API連携等による実装を想定）</td> <td>◎</td> <td>健康診査、各種がん検診、独自施策事業等の対象となった住民の受診時期に合わせて、実施通知する帳票を想定している。</td> </tr> <tr> <td>0000188</td> <td>2.5.3.</td> <td>各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。            ※1 複数の検診を集約した案内（通知）を出力できること。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0000189</td> <td>2.5.4.</td> <td>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として実施している、子宮頸がん検診および乳がん検診の無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。</td> <td>◎</td> <td>子宮頸がん検診および乳がん検診が無料で受診できるクーポン券を想定している。</td> </tr> <tr> <td>0000190</td> <td>2.5.4.</td> <td>地方自治体で、各種検診の受診率向上、早期発見、早期治療に結びつけるための、無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。</td> <td>○</td> <td>地方自治体で実施している各種検診（子宮頸がん検診、乳がん検診以外）が無料で受診できるクーポン券を想定している。</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	0000187	2.5.3.	各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。 ※1 年齢等によって負担額が異なる場合、条件に応じた帳票または内容を出力できること ※2 日時や場所が決まっている場合（集団検診等）、以下の内容が案内（通知）に出力できること ・実施予定日 ・受付時間 ・実施場所 ※3 パラメータ設定により、健康管理システム外で管理されている標準化対象外検診も一体とした受診票が出力できること。（API連携等による実装を想定）	◎	健康診査、各種がん検診、独自施策事業等の対象となった住民の受診時期に合わせて、実施通知する帳票を想定している。	0000188	2.5.3.	各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。 ※1 複数の検診を集約した案内（通知）を出力できること。	○		0000189	2.5.4.	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として実施している、子宮頸がん検診および乳がん検診の無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。	◎	子宮頸がん検診および乳がん検診が無料で受診できるクーポン券を想定している。	0000190	2.5.4.	地方自治体で、各種検診の受診率向上、早期発見、早期治療に結びつけるための、無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。	○	地方自治体で実施している各種検診（子宮頸がん検診、乳がん検診以外）が無料で受診できるクーポン券を想定している。
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																							
0000187	2.5.3.	各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。 ※1 年齢等によって負担額が異なる場合、条件に応じた帳票または内容を出力できること ※2 日時や場所が決まっている場合（集団検診等）、以下の内容が案内（通知）に出力できること ・実施予定日 ・受付時間 ・実施場所 ※3 パラメータ設定により、健康管理システム外で管理されている標準化対象外検診も一体とした受診票が出力できること。（API連携等による実装を想定）	◎	健康診査、各種がん検診、独自施策事業等の対象となった住民の受診時期に合わせて、実施通知する帳票を想定している。																							
0000188	2.5.3.	各検診の案内（通知）を出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。 ※1 複数の検診を集約した案内（通知）を出力できること。	○																								
0000189	2.5.4.	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として実施している、子宮頸がん検診および乳がん検診の無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。	◎	子宮頸がん検診および乳がん検診が無料で受診できるクーポン券を想定している。																							
0000190	2.5.4.	地方自治体で、各種検診の受診率向上、早期発見、早期治療に結びつけるための、無料クーポン券が出力できること（機能ID000001261に準じて出力）。	○	地方自治体で実施している各種検診（子宮頸がん検診、乳がん検診以外）が無料で受診できるクーポン券を想定している。																							

## 2. 1.1版案の主な変更内容(全国意見照会対応④)(母子保健)

No	意見概要	1.1版案の変更内容														
1	産後ケア情報のグループ名見直し	<p>産後ケア事業情報では、申請から実績までの情報を管理しているにも関わらず、グループ名が「産後ケア事業申請情報」となっていたため、「産後ケア事業情報」に修正した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>機能名称</th> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.【母子保健】妊産婦管理</td> <td>6.17.産後ケア申請情報管理</td> <td></td> <td></td> <td>0000278</td> <td>6.17.1.</td> <td>産後ケア事業の申請および利用実績情報を管理（登録・更新・削除・照会）することができること。  【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」〔産後ケア事業申請情報〕参照</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	6.【母子保健】妊産婦管理	6.17.産後ケア申請情報管理			0000278	6.17.1.	産後ケア事業の申請および利用実績情報を管理（登録・更新・削除・照会）することができること。  【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」〔産後ケア事業申請情報〕参照
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件										
6.【母子保健】妊産婦管理	6.17.産後ケア申請情報管理			0000278	6.17.1.	産後ケア事業の申請および利用実績情報を管理（登録・更新・削除・照会）することができること。  【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_06.【母子保健】妊産婦管理」〔産後ケア事業申請情報〕参照										

※1 今回の意見照会において、『「出産・子育て応援交付金」の伴走型支援及びギフト配付』に関する機能要件の標準仕様書への反映有無について、意見が多く挙げたが、出産・子育て応援交付金に関する事業の恒久的な制度化（法整備）について現時点では未定となっているため、健康管理システム標準仕様書1.1版（案）への反映は見送っている。

※2 保育園情報のデータ取り込みについて、全国意見照会の意見を踏まえて検討することとしていたが、保育園情報のデータ取り込みを実施している又は必要としているとの意見はごく少数であったため、健康管理システム標準仕様書1.1版（案）への反映は実施していない。

## 2. 1.1版案の主な変更内容(全国意見照会対応⑤(予防接種))

No	意見概要	1.1版案の変更内容																																																																																																																
1	<p>○帳票レイアウトに5回目接種券及び乳幼児用接種券(1-3回目)が存在しないため、追加する必要があります。</p>	<p>1.0版においては、新型コロナワクチンは4回目接種までとなっているため、最新化を行った。</p> <p>○変更箇所 別紙3、4 新型コロナワクチンの接種券(接種券(兼)接種済証(初回接種)) 新型コロナワクチンの接種券(接種券(兼)接種済証(追加接種))</p> <table border="1"> <caption>帳票詳細要件 (10.【予防接種】対象者管理)</caption> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>10.【予防接種】対象者管理</th> <th>帳票名称</th> <th>02 :新型コロナワクチンの接種券(接種券(兼)接種済証(初回接種+2回目))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通番</td> <td>システム印字項目</td> <td>実装項目</td> <td>印字編集条件など</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>必須</td> <td>オプション</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>不可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>二次コード</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>3回目接種券</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>請求先(市町村名)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>請求先(市町村No)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>接種券番号</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>氏名</td> <td>●</td> <td>機能ID00004581に則した印字とする。</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>接種情報登録用バーコード</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>OCRライン</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>二次元コード</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>3回目接種券(予診のみ)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>請求先(市町村名)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>請求先(市町村No)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>接種券番号</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>氏名</td> <td>●</td> <td>機能ID00004581に則した印字とする。</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>接種情報登録用バーコード</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>OCRライン</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>二次元コード</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>接種済証</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>回数(2回目)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>回数(3回目)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>氏名</td> <td>●</td> <td>外国人の場合、本名を印字する。 機能ID00004581に則した印字とする。</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>住所</td> <td>●</td> <td>住民票に記載されている住所を印字する。</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>生年月日</td> <td>●</td> <td>西暦表記</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>苗字名</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務	10.【予防接種】対象者管理	帳票名称	02 :新型コロナワクチンの接種券(接種券(兼)接種済証(初回接種+2回目))	通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など			必須	オプション			不可		33	二次コード	●		34	3回目接種券	●		35	請求先(市町村名)	●		36	請求先(市町村No)	●		37	接種券番号	●		38	氏名	●	機能ID00004581に則した印字とする。	39	接種情報登録用バーコード	●		40	OCRライン	●		41	二次元コード	●		42	3回目接種券(予診のみ)	●		43	請求先(市町村名)	●		44	請求先(市町村No)	●		45	接種券番号	●		46	氏名	●	機能ID00004581に則した印字とする。	47	接種情報登録用バーコード	●		48	OCRライン	●		49	二次元コード	●		50	接種済証	●		51	回数(2回目)	●		52	回数(3回目)	●		53	氏名	●	外国人の場合、本名を印字する。 機能ID00004581に則した印字とする。	54	住所	●	住民票に記載されている住所を印字する。	55	生年月日	●	西暦表記	56	苗字名	●	
業務	10.【予防接種】対象者管理	帳票名称	02 :新型コロナワクチンの接種券(接種券(兼)接種済証(初回接種+2回目))																																																																																																															
通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など																																																																																																															
		必須	オプション																																																																																																															
		不可																																																																																																																
33	二次コード	●																																																																																																																
34	3回目接種券	●																																																																																																																
35	請求先(市町村名)	●																																																																																																																
36	請求先(市町村No)	●																																																																																																																
37	接種券番号	●																																																																																																																
38	氏名	●	機能ID00004581に則した印字とする。																																																																																																															
39	接種情報登録用バーコード	●																																																																																																																
40	OCRライン	●																																																																																																																
41	二次元コード	●																																																																																																																
42	3回目接種券(予診のみ)	●																																																																																																																
43	請求先(市町村名)	●																																																																																																																
44	請求先(市町村No)	●																																																																																																																
45	接種券番号	●																																																																																																																
46	氏名	●	機能ID00004581に則した印字とする。																																																																																																															
47	接種情報登録用バーコード	●																																																																																																																
48	OCRライン	●																																																																																																																
49	二次元コード	●																																																																																																																
50	接種済証	●																																																																																																																
51	回数(2回目)	●																																																																																																																
52	回数(3回目)	●																																																																																																																
53	氏名	●	外国人の場合、本名を印字する。 機能ID00004581に則した印字とする。																																																																																																															
54	住所	●	住民票に記載されている住所を印字する。																																																																																																															
55	生年月日	●	西暦表記																																																																																																															
56	苗字名	●																																																																																																																

## 2. 1.1版案の主な変更内容(第5回検討会における検討事項の対応①)

### 健康管理システム等標準化検討会（第5回） 令和4年11月22日 【資料5】より抜粋

No	検討要素	検討の論点
1	デジタル庁方針 (横並び調整)	「共通機能等技術要件検討会」の検討結果を受けた対応
2		「標準仕様の指定都市における課題等検討会」の検討結果を受けた対応
3		「実装類型の点検について」の検討結果を受けた対応
4		データ要件・連携要件との整合対応
5	制度改正等の動向	歯周疾患検診票の改訂に伴う修正
6		母子健康手帳の見直しに伴う対応
7		新型コロナワクチンの直近の追加接種対応(現時点では4回目接種まで対応済)

### 1.1版案における対応状況

対応済  
P11-14に主な変更内容を記載

未対応  
P24-No1 継続検討事項に記載

対応済  
P6-10に主な変更内容を記載

対応済  
P4-5に主な変更内容を記載

対応済  
P21-No1に主な変更内容を記載

対応済  
P21-No2に主な変更内容を記載

対応済  
P19-No1に主な変更内容を記載

## 2. 1.1版案の主な変更内容(第5回検討会における検討事項の対応②)

No	対応概要	1.1版案の変更内容																																						
1	歯周疾患検診票の改訂に伴う対応	<p>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴い、別紙2-2管理項目の修正を行った。</p> <p>○変更箇所 別紙2-2 歯周疾患一次検診</p> <table border="1" data-bbox="840 411 1883 786"> <thead> <tr> <th>歯周疾患一次検診 管理項目</th> <th>エビデンス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履歴番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>データ標準レイアウト：様式8-104「歯周疾患検診の添付票」</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_気になること</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_歯の状態・痛み</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_外観</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_発音</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_口臭</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_歯ぐきの状態・痛み</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_かみ具合</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_口の湿き</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_あごの痛み</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_歯ぐきしりや食いしばり</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯・ロ・あごの状態_その他</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯ぐきの状態_痛み_痛みがある</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯ぐきの状態_痛み_みがかくと血が出る</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> <tr> <td>歯ぐきの状態_痛み_けがやアブソブヨス</td> <td>歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正</td> </tr> </tbody> </table>	歯周疾患一次検診 管理項目	エビデンス	市区町村コード		宛名番号		履歴番号		実施日	データ標準レイアウト：様式8-104「歯周疾患検診の添付票」	歯・ロ・あごの状態_気になること	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_歯の状態・痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_外観	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_発音	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_口臭	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_歯ぐきの状態・痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_かみ具合	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_口の湿き	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_あごの痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_歯ぐきしりや食いしばり	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯・ロ・あごの状態_その他	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯ぐきの状態_痛み_痛みがある	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯ぐきの状態_痛み_みがかくと血が出る	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正	歯ぐきの状態_痛み_けがやアブソブヨス	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正
歯周疾患一次検診 管理項目	エビデンス																																							
市区町村コード																																								
宛名番号																																								
履歴番号																																								
実施日	データ標準レイアウト：様式8-104「歯周疾患検診の添付票」																																							
歯・ロ・あごの状態_気になること	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_歯の状態・痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_外観	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_発音	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_口臭	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_歯ぐきの状態・痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_かみ具合	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_口の湿き	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_あごの痛み	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_歯ぐきしりや食いしばり	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯・ロ・あごの状態_その他	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯ぐきの状態_痛み_痛みがある	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯ぐきの状態_痛み_みがかくと血が出る	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
歯ぐきの状態_痛み_けがやアブソブヨス	歯周病検診マニュアル2015の歯周病検診票改訂に伴う修正																																							
2	母子健康手帳の見直しに伴う対応	<p>3・4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査における胸囲並びに3歳児健康診査における頭囲について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第172号)により、測定の根拠に乏しいことから、母子健康手帳の記録欄を削除することとされたことを受け修正を行った。</p> <p>○変更箇所 別紙2-2 3か月児健診結果、1歳6か月児健診結果、3歳児健診結果</p> <table border="1" data-bbox="840 1150 1883 1333"> <thead> <tr> <th>1歳6か月児健診結果 管理項目</th> <th>エビデンス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履歴番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胸囲 (cm)</td> <td>データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診の胸囲」 データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診情報 身体健診情報：胸囲」 ※胸囲については、母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第172号)により、測定の根拠に乏しいことから、母子健康手帳の記録欄を削除することとされた。令和5年4月1日以降に実施したデータが存在しない場合には、副本登録時にReasonOfNull 属性にはNotAcceptableを設定することとされている。</td> </tr> </tbody> </table>	1歳6か月児健診結果 管理項目	エビデンス	市区町村コード		宛名番号		履歴番号		胸囲 (cm)	データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診の胸囲」 データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診情報 身体健診情報：胸囲」 ※胸囲については、母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第172号)により、測定の根拠に乏しいことから、母子健康手帳の記録欄を削除することとされた。令和5年4月1日以降に実施したデータが存在しない場合には、副本登録時にReasonOfNull 属性にはNotAcceptableを設定することとされている。																												
1歳6か月児健診結果 管理項目	エビデンス																																							
市区町村コード																																								
宛名番号																																								
履歴番号																																								
胸囲 (cm)	データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診の胸囲」 データ標準レイアウト：様式8-088「1歳6か月児健診情報 身体健診情報：胸囲」 ※胸囲については、母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第172号)により、測定の根拠に乏しいことから、母子健康手帳の記録欄を削除することとされた。令和5年4月1日以降に実施したデータが存在しない場合には、副本登録時にReasonOfNull 属性にはNotAcceptableを設定することとされている。																																							

## 2. 1.1版案の主な変更内容(第5回検討会における検討事項の対応③)

No	対応概要	1.1版案の変更内容															
3	新型コロナワクチンの直近の追加接種対応	P19-No1のとおり対応を行った。															
4	ベンダ分科会個別検討ワーキングチーム(第2回)の対応(令和4年12月13日【資料2】)	<p>個別検討ワーキングチームで示した以下の対応を行った。</p> <p>○ 令和5年3月末に向けた1.1版案の対応概要</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>➢ 「資料1 予防接種事務のデジタル化について」の7頁のイメージ(新たな方針)に従い、VRSとの連携ではなく、予防接種記録・予診情報管理システム(仮称)との連携が想定されるため、機能ID:0000023は要件削除とする。</p> <p>➢ 新たな方針に沿った要件の内容や標準仕様書への反映時期については、予防接種担当参事官室と調整を行いながら対応を進める。</p> </div> <p>○変更箇所 別紙2-1機能帳票要件 機能ID 0000023</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (新)</th> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> </tr> <tr> <th>健康管理システム</th> <th>母子保健 (養育医療以外)</th> <th>母子保健 (養育医療のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000023</td> <td>1-1-24</td> <td>予防接種の予診票デジタル化運用に伴い、接種対象者情報、予診票質問項目および接種記録情報について、VRSと連携できること。</td> <td style="text-align: center;">⊖</td> <td style="text-align: center;">⊖</td> <td style="text-align: center;">⊖</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分			健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	0000023	1-1-24	予防接種の予診票デジタル化運用に伴い、接種対象者情報、予診票質問項目および接種記録情報について、VRSと連携できること。	⊖	⊖	⊖
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件				実装区分											
			健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)												
0000023	1-1-24	予防接種の予診票デジタル化運用に伴い、接種対象者情報、予診票質問項目および接種記録情報について、VRSと連携できること。	⊖	⊖	⊖												

## 2. 1.1版案の主な変更内容(サブユニット対応)

No	対応概要	1.1版案の変更内容														
1	障害者福祉システム共通から切り出す機能要件の整理	<p>障害者福祉システムの精神手帳、自立支援医療(精神通院医療)を健康管理システムとして調達する場合に必要となる、障害者福祉システム共通の機能要件の整理を行い、本編に追記を行った。</p> <p>○変更箇所 本編 (4)障害者福祉システム共通から切り出す機能要件</p> <p><b>(4) 障害者福祉システム共通から切り出す機能要件</b></p> <p><u>障害者福祉システムの精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)、自立支援医療(育成医療)を健康管理システムとして調達する場合は、障害者福祉システム標準仕様書の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)、自立支援医療(育成医療)に加え、障害者福祉共通の以下機能 ID を、健康管理システム上での要件とする。</u></p> <p>表 1-4 障害者福祉システム共通から切り出す機能要件</p> <table border="1"><thead><tr><th>機能 ID</th><th>特記事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>0220013</td><td></td></tr><tr><td>0220054</td><td></td></tr><tr><td>0220056</td><td></td></tr><tr><td>0220062</td><td></td></tr><tr><td>0220124</td><td>「精神障害者保健福祉手帳番号」のみ該当</td></tr><tr><td>0220196</td><td></td></tr></tbody></table>	機能 ID	特記事項	0220013		0220054		0220056		0220062		0220124	「精神障害者保健福祉手帳番号」のみ該当	0220196	
機能 ID	特記事項															
0220013																
0220054																
0220056																
0220062																
0220124	「精神障害者保健福祉手帳番号」のみ該当															
0220196																



### 3. 主な今後の継続検討事項

○ 主な今後の継続検討事項は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	検討の概要	対応の方向性
1	標準仕様の指定都市における課題等検討会（デジタル庁）	<p><b>検討の手順</b></p> <p>①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】</p> <p>②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】</p> <p>③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】</p> <p>④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】</p> <p>⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】</p> <p>※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。</p>	デジタル庁より依頼があれば検討し、可能なものは標準仕様書へ反映する。
2	医療扶助のオンライン資格確認に伴う対応	<p>医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴い、健康管理システムで保持している生活保護受給者の健康診査情報を生活保護システム及び生活保護版レセプト管理システムに連携することが求められているため、健康管理システム標準仕様書へ追加が必要な機能要件について検討を行う。</p> <p>またデータ要件・連携要件標準仕様書にも影響する可能性があるため、デジタル庁と調整しながら検討を行う。</p>	厚生労働省にて引き続き検討を行い、追加が必要な機能要件について、標準仕様書へ反映する。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項